

年金の「未納」「未加入」「免除」期間がある 60 歳以上の方へ

## あなたも国民年金を 増やしませんか？

やむを得ない事情により国民年金保険料を納められなかった期間や、国民年金に加入していなかった期間があると、その期間に応じて年金額が少なくなってしまう。

国民年金には、ご本人の申し出により「60 歳以上 65 歳未満」の 5 年間（納付月数 480 月まで）、国民年金保険料を納めることで、65 歳から受け取る老齢基礎年金を増やすことができる **【任意加入制度】** があります。

### 国民年金任意加入制度 Q & A

#### Q. 任意加入に条件はありますか？

A. 次の①～④のすべての条件を満たす方です。

- ① 日本国内に住所を有する 60 歳以上 65 歳未満の方
- ② 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
- ③ 20 歳以上 60 歳未満までの保険料の納付月数が 480 月（40 年）未満の方
- ④ 厚生年金保険に加入していない方

- ・年金の受給資格期間を満たしていない 65 歳以上 70 歳未満の方も加入できます。
- ・外国に居住する日本人で、20 歳以上 65 歳未満の方も加入できます。

#### Q. 任意加入によるメリットはありますか？

A. ● **65 歳から受け取る老齢基礎年金を増やすことができます。**

納付月数が多くなるほど 65 歳からの年金も多く受け取れます。詳しくは、裏面をご覧ください。

● **万が一の際にも備えられます。**

一定の要件を満たせば、加入期間中に、思わぬ事故や病気で障害が残ったときに障害基礎年金が、一家の働き手が亡くなったときには遺族基礎年金が受け取れます。

● **長生きするほど、生涯に受け取る年金額も多くなります。**

65 歳から年金を受け取った場合、75.1 歳<sup>※</sup>で、納めた保険料の総額に見合う年金を受け取ることができます。

詳しくは、裏面の「年金増加額の例」をご覧ください。

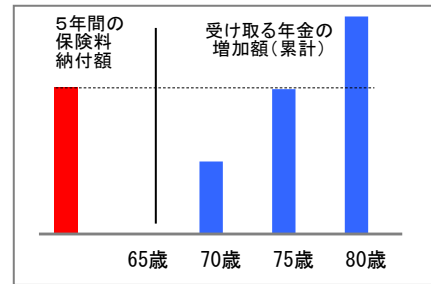
※ 5 年間保険料を納付した場合で算出。

● **納めた保険料は社会保険料控除の対象となります。**

## 年金増加額の例

5年間加入したと仮定した場合の保険料納付額と年金増加額は次のとおりです。  
(令和元年度の保険料額、年金額で計算しています。)

- 5年間の保険料納付額（総額） ……984,600 円
- 65歳から受け取る年金の増加額
  - ・ 70歳 ……約 487,000 円（5年間の総額）
  - ・ 75歳 ……約 975,000 円（10年間の総額）
  - ・ 80歳 ……約 1,462,000 円（15年間の総額）



## Q. 毎月の保険料はいくらになりますか？

### A. 国民年金の保険料は、月額 16,410 円（令和元年度）です。

保険料の納付方法は口座振替になります。

また、保険料の前払いにより割引される前納制度もあります。

### さらに受け取る年金額が増える付加保険料の納付もおすすめです！

毎月の保険料に加えて月額 400 円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金とあわせて付加年金を受け取れます。

付加年金額（年額）は、「付加保険料納付月数 × 200 円」で計算します。

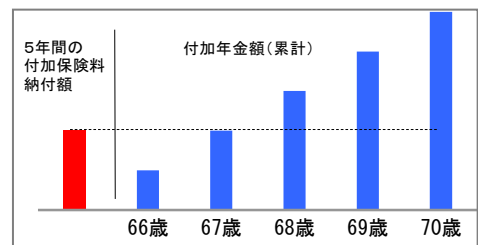
#### ● 60歳から65歳になるまで付加保険料を納めた場合

- ・ 5年間の付加保険料納付額（総額） … 24,000 円（60月 × 400 円）
- ・ 付加年金額（年額） ……………… 12,000 円（60月 × 200 円）

つまり、65歳から国民年金を受け取り始めて2年で、付加保険料の合計額に見合う付加年金額を受け取ることができます。

※令和元年度の保険料額、年金額で計算しています。

※付加保険料を納めるには申し込みが必要です。  
詳しくは、年金事務所へお問い合わせください。



## Q. 任意加入はどこで手続きをすればよいのですか？

### A. ご本人がお住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口です。

手続きの際は、以下のものをご用意ください。

- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- 預貯金等通帳、印かん（金融機関届出印）

なお、加入日は申出を行った日です。

ご不明な点は、お住まいの市（区）役所または町村役場（国民年金の担当）、もしくは下記の年金事務所までお問い合わせください。

日本年金機構ホームページ  
<https://www.nenkin.go.jp/>

【資料】

## 国民年金任意加入の保険料納付額および年金増加額表 (令和元年度ベース)

(単位：円)

加入月数	保険料納付額	年金増加額(年額)	加入月数	保険料納付額	年金増加額(年額)	加入月数	保険料納付額	年金増加額(年額)
1	16,410	1,625	21	344,610	34,129	41	672,810	66,634
2	32,820	3,250	22	361,020	35,755	42	689,220	68,259
3	49,230	4,876	23	377,430	37,380	43	705,630	69,884
4	65,640	6,501	24	393,840	39,005	44	722,040	71,509
5	82,050	8,126	25	410,250	40,630	45	738,450	73,134
6	98,460	9,751	26	426,660	42,255	46	754,860	74,760
7	114,870	11,376	27	443,070	43,881	47	771,270	76,385
8	131,280	13,002	28	459,480	45,506	48	787,680	78,010
9	147,690	14,627	29	475,890	47,131	49	804,090	79,635
10	164,100	16,252	30	492,300	48,756	50	820,500	81,260
11	180,510	17,877	31	508,710	50,381	51	836,910	82,886
12	196,920	19,503	32	525,120	52,007	52	853,320	84,511
13	213,330	21,128	33	541,530	53,632	53	869,730	86,136
14	229,740	22,753	34	557,940	55,257	54	886,140	87,761
15	246,150	24,378	35	574,350	56,882	55	902,550	89,386
16	262,560	26,003	36	590,760	58,508	56	918,960	91,012
17	278,970	27,629	37	607,170	60,133	57	935,370	92,637
18	295,380	29,254	38	623,580	61,758	58	951,780	94,262
19	311,790	30,879	39	639,990	63,383	59	968,190	95,887
20	328,200	32,504	40	656,400	65,008	60	984,600	97,513

(注1)：保険料は、16,410円(令和元年度の月額)に任意加入月数を掛けて算出しています。  
 なお、保険料は毎年度変更される予定ですが、この表ではその変更分を見込んでいません。  
 ご注意ください。

(注2)：年金増加額は、令和元年度の老齢基礎年金額780,100円を480月で割って、さらに任意加入月数を掛けて算出しています。

※0.5円未満は切り捨て、0.5円以上は1円単位に切り上げしています。

【例】任意加入月数が24月の場合

$$780,100 \text{円} \div 480 \text{月} \times 24 \text{月} = 39,004.9 \text{円} (1 \text{円未満が} 0.5 \text{円以上なので切り上げ)} \\ = 39,005 \text{円}$$